

自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書

1 貸付物件

別添「貸付物件一覧表」を参照

※貸付面積には、放熱余地・転倒防止版・回収ボックスを含む。

2 貸付期間

貸付期間は、**令和8年4月1日から令和9年3月31日**までとする。ただし、令和9年4月1日から、さらに七尾市の指定管理を受けたときは、双方の協議のうえその期間の末日まで延長することができる。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項

(1) 大きさ

貸付物件番号（公7・公8）の自動販売機は、

幅1.0m×奥行き0.9m×高さ2.0m以内とする。

上記以外の貸付物件番号の自動販売機は

幅1.4m×奥行き0.9m×高さ2.0m以内とする。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した措置を講ずるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

(4) 使用済容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

- ・素材はプラスチック製とする。
- ・容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
- ・使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器の投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済容器の処理

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外部、設置場所周辺の清掃等を行うこと。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

④ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

⑤ 自動販売機の設置業務において、第三者に管理・運営を委託する場合は、事前にスポーツ協会に届け出るものとすること。

⑥ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、スポーツ協会の指示に従うこと。

⑦ 電気料等、必要経費は設置者の負担とする。設置者において計量機器（子メーター）を設置し、子メーターの表示する使用量から計算した実費を、年2回（4月分から9月分は10月末、10月分から翌年3月分は4月末）スポーツ協会が指定する期限に全額納付するものとする。

(6) 原状回復

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償をスポーツ協会に請求することができない。

(7) 実績報告

設置者は、各自動販売機における月別の販売実績等（販売本数及び金額）を任意の様式により、半期ごとにスポーツ協会に報告すること。

4 販売商品の種類等

- (1) 販売品目の種類は、ジュース、炭酸飲料、コーヒー、水、その他の飲料品とし、酒タバコ類は除く。
- (2) 価格は、標準販売価格（定価）以下とする。